

## 4 会員に関する規程

(目的)

- 第1条** この規程は、定款第53条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本自然保護協会（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定める。
- 2 協会会員は、寄付や活動によって協会に協力する者であり、会員の意見・行動等は協会を代表するものではない。

(会員の種類と会費)

**第2条** 会員は以下に定める4種とする。

(1) 法人特別会員

年額100,000円の会費を1口以上納入し、協会の維持発展への支援を通じて自然保護の推進に寄与する法人。

(2) 団体会員

年額15,000円の会費を1口以上納入し、自然保護の啓発のために相互協力する団体。

(3) サポーター会員

年額8,000円の会費を1口以上、もしくは月額1,000円以上の会費を納入し、自然保護の継続的な推進を支えると共に、協会の自然保護事業を支援する個人。

(4) 自然観察指導員会員

年額8,000円の会費を納入し、別途定めるNACS-J自然観察指導員登録規程に基づき自然観察指導員に登録された個人。

(入会及び退会)

**第3条** 会員は、次に定める入会手続きをもって、登録される。

- (1) 法人特別会員・団体会員は、会費の納入及び住所、氏名もしくは団体名、電話番号の届出をもって登録申請する。登録期間は年単位で、開始月は随意の一年間とする。
- (2) サポーター会員は、会費の納入及び住所、氏名、生年月日、電話番号の届出をもって登録申請する。登録期間は、会費が納入された月から1年間（年額の場合）、または1か月（月額の場合）とする。
- (3) 自然観察指導員会員は、会費の納入及び住所、氏名、生年月日、電話番号の届出をもって登録申請する。登録期間は、会費が納入された月から1年間とする。
- 2 いずれの会員も継続手続きは、毎年もしくは毎月の会費の納入をもって更新される。
- 3 次のいずれかの場合には、会員登録を抹消する。
- (1) 退会の申し出が会員本人あるいは代理の親族からあったとき
- (2) 1年以上会費が滞納されたとき
- 4 納入された会費は、これを返還しない。

(会員特典)

**第4条** 会員は次の特典を受けることができる。

(1) 協会が発行する会報。送付部数については、下表のとおりとする。

法人特別会員	会費1口あたり毎号1～5冊（希望による）
団体会員	会費1口あたり毎号1冊
サポーター会員	毎号1冊
自然観察指導員会員	毎号1冊

(2) 会員証

(3) 協会が主催するセミナー等催事への優先参加機会（随時）

(4) 各種協会事業における会員割引（随時）

(5) メール(登録者)、パンフレット、郵送物等による自然保護に係る情報取得（随時）

(6) 協会ホームページの会員専用ページの閲覧

(7) 法人特別会員及び団体会員を対象とした自然保護事業企画等の相談

(会員情報の保護)

**第5条** 協会は、別に定める個人情報管理規程に基づき、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿（氏名、住所、電話番号、生年月日等の全てが記載されている媒体）は一切公開しない。

2 協会は、会員にとって利益となると考えられる自然保護情報の提供の際に、会員名簿を使用することができる。ただし、会員本人から名簿非使用の申し出があった場合には当該会員の個人情報は使用しない。自然観察指導員会員の名簿の扱いについては、別途、NACS-J自然観察指導員登録規程にも定める。

(改廃)

**第6条** この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

## 附 則

**第7条** この規程は、2012(平成24)年4月1日より施行する。(平成24年2月22日理事会議決)

2 この規程は、2014（平成26）年4月1日より改定施行する。（平成26年3月17日理事会議決）

3 この規程は、2026（令和8年）年4月1日より改定施行する。（令和8年2月17日理事会議決）